

名護市教育委員会議事録

会議名	第 374 回名護市教育委員会臨時会		
開催日時	令和 4 年 3 月 3 日 (木) 開会 15:05 閉会 16:55		
開催場所	21 世紀の森体育館 第 2 会議室		
出席者	教育長 委員 (教育長職務代理者) 委員 委員 委員	岸本 敏 孝 大城千代子 照 屋 厚 大 城 享 宮 城 惠 次	教 育 次 長 (教)総務課長 兼学校給食センター長 教育施設課長 学校教育課長 観光課長 文化スポーツ振興課長 市民スポーツ係長 学校支援係長 (教) 総務係長 岸本 尚 志 玉 城 利 和 仲 田 宏 悟 比 嘉 悟 比 嘉 出 大 城 智 宮 里 力 比 嘉 拓 郎 當 山 貴 将 ほか担当職員
欠席者			

1 議案

報告第 4 号 専決処分事項の報告について (令和 4 年度名護市一般会計教育費予算について)

報告第 5 号 専決処分事項の報告について (物品の購入について (スポーツコンベンション施設管理用備品))

報告第 6 号 専決処分事項の報告について (令和 4 年度県費負担教職員定期人事異動 (事務主査・学校栄養主査) の内申について) ※ 秘密会

議案第 10 号 名護市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第 11 号 名護市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 12 号 令和 4 年度県費負担教職員定期人事異動 (新規採用・再任用・指導主事等) の内申について ※ 秘密会

議案第 13 号 令和 4 年度教育委員会組織編成方針について

議案第 14 号 令和 4 年度教育委員会人事異動方針について

議案第 15 号 令和 4 年度定期人事異動 (学校市費負担職員) について ※ 秘密会

2 内容

- ・報告第4号 専決処分事項の報告について（令和4年度名護市一般会計教育費予算について）
（教育委員会総務課長兼学校給食センター長より説明）

委員：例年、市全体の当初予算のうち教育費予算は10%程度だが、令和4年度は8.6%となっているが、予算比としては適当か。それから、観光課や振興対策室、職員人件費が教育委員会予算に含まれているが適切か。

教育次長：名護市全体の総額予算が増額したために、構成比率としては減少している。しかし、令和元年度と比較しても教育費予算額自体は増加している。

教）総務課長兼学校給食センター長：構成比率については市全体予算との兼ね合いがあるが、経常経費、基本的な事務局運営費については通常通り計上しており、特段減額査定されたということはない。学校予算についても、枠配分ということで前年予算を維持した形で編成している。ハード事業の有無によって予算の増減はある。観光課や振興対策室が含まれている理由としては、事業目的が社会体育や社会教育ということで教育費予算として含んでいる。人件費についても教育委員会事務局職員分のため教育費予算として含んでいる。

- ・報告第5号 専決処分事項の報告について（物品の購入について（スポーツコンベンション施設管理用備品））

（観光課長より説明）

- ・報告第6号 専決処分事項の報告について（令和4年度県費負担教職員定期人事異動（事務主査・学校栄養主査）の内申について）※ 秘密会

（学校教育課長より説明）

- ・議案第10号 名護市スポーツ推進委員の委嘱について

（文化スポーツ振興課長より説明）

委員：スポーツ推進委員はどのような活動をしているのか。

市民スポーツ係長：名護市の子供たちに生涯スポーツを普及させるという目的で、カヤック体験事業や水泳教室を実施している。羽地ダムこいのぼり祭りやツーデーマーチ等において、軽スポーツの普及ということで軽スポーツの体験イベントを実施している。毎月定例会を開催しており報酬を設けている。

（採決の結果、原案のとおり承認）

- ・議案第11号 名護市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

（学校教育課長より説明）

委員：改正内容に「職員の採用その他任用、教育委員会に意見を述べるができる。」とあるが、職員配置について採用、任用が可能なのか。また、どのようなタイミングで意見を述べるができるのか。

学校教育課長：原則として、職員の採用、配置は従来どおり沖縄県にて行う。所管課において、

コミュニティスクールや運営協議会内で、学校に必要な人材を確保したいといった要望を、職員の希望調査を実施した上で教育委員会と話し合い、沖縄県の人事に対して要望することを想定している。運営協議会事体が採用権を持つということではなく、採用に対して学校や地域の要望を聞く場という意味合いで捉えている。

学校支援係長：任用権に関する追記についてだが、文科省の実態調査結果では、各学校運営協議会の申し出の中に、任用に関する申し出は9割方無かった。逆に1割のところでも人事に混乱をきたすということは無かったという調査結果を踏まえて追記したいと考えている。採用及び任用についても、例えば本校に勤務している非常勤職員が採用試験に合格したので本校で採用してほしいといった要望が想定される。そのような意見が運営協議会で話し合われるということは、それぞれの地域や学校でどういった人材が必要なのかという具体的なビジョンの整理につながるということで明記し、役割として充実させていきたい。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第12号 令和4年度県費負担教職員定期人事異動（新規採用・再任用・指導主事等）の内申について ※ 秘密会

(学校教育長より説明)

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第13号 令和4年度教育委員会組織編成方針について
(教育委員会総務課長兼学校給食センター長より説明)

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第14号 令和4年度教育委員会人事異動方針について
(教育委員会総務課長兼学校給食センター長より説明)

委員：認定こども園に勤務する教諭は、幼稚園教諭と保育士資格、両方の資格が必要だが、異動時にはどのように対応しているのか。

教) 総務課長兼学校給食センター長：幼稚園教諭、保育士共にほとんどの方が両方の免許を持っているが、保育士は必要に迫られていなかったため幼稚園教諭の免許更新を行っていない方がほとんどだった。しかし、認定こども園設立が決定した際に、幼稚園と認定こども園との人事交流を想定していたため、市長部局にて数年前より講習や免許復活に関する対応を実施してきたため、特に支障無く人事交流が図れる状況となっている。

委員：会計年度任用職員制度に代わり2年程経過するが、メリット、デメリットはあるか。

教) 総務課長兼学校給食センター長：メリットについては、ボーナスや定期昇給といった処遇改善、待遇改善に伴い定着者が増加し、離職率が減少した感触がある。それから、令和4年1月から産休制度が適用され、その期間の手当ても措置しているため、妊娠を理由に離職することなく復帰が可能となった。デメリットとしては、定期昇給やボーナス、産休育休時の手当等や学校司書等のフルタイム職員の退職金に伴う財政負担がかなり増加し、今後も増加すると考えている。会計年度任用職員制度は最大3年まで再度の任用が可能となる。3年経過時には再度

の任用はできなくなるが、その職の公募を実施し審査した上で改めて採用される場合がある。
(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第15号 令和4年度4月定期人事異動(学校市費負担職員)について ※秘密会
(教育委員会総務課長兼学校給食センター長より説明)
(採決の結果、原案のとおり承認)

名護市教育委員会会議規則第26条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 岸本敏孝

作成職員 仲原真